



▽ 道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟くも
道路行政に當る人々の知
らざるべからざることは
凡て本欄に於て紹介す
▽ 道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

◎ 道路費用負擔者に關する判例

道路に關する費用の負擔は、主として軍事の目的を有する

國道其の他主務大臣が指定し若は工事を施行する國道の新設又は改築に要する費用を除くの外は、管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔に屬することは、道路法第三十ニ條の規定する所であるが、其の負擔は法律上如何な性質を有するものなるかに就ては議論の存する所であつて、此種の争に於ては道路管理者と費用を負擔する公共團體とを共同被告とすべきものであるか、又は道路管理者又は公共

團體の何れか一を被告とすべきか實際上起る問題である。私は道路費用負擔の原因と爲る法律行爲又は其の事實の當事者は道路管理者であつて公共團體でない、唯だ公共團體は管理者の有する義務を法律の規定に依つて代位するものであると解した。(道路改良農書第五號道路法七四頁)

近時某が山梨縣知事の執行した府縣道改築に要する土地の收用補償金増額の訴に於て、道路費用を負擔する山梨縣を被告として民事訴訟を提起したが、甲府地方裁判所は左の理由を以て山梨縣知事を被告とすべき旨の判決を與へた

(大正十四年ワ第一號)

理由

按スルニ府縣道ノ路線ハ國ノ行政機關トシテノ府縣知事之ヲ認定シ且道路ノ管理及其ノ新設改築等亦同一行政機關ニ於テ之ヲ擔任スヘキモノナルコト道路法第十一條第十七條第二十條第三十三條ノ解釋上疑ナキトヨロナリ從テ右新設改築等ニ關スル企業ハ國ノ行政機關トシテノ府縣知事之ヲ擔任シ唯之ニ要スル費用ハ同法第三十三條ノ規定ニ依り道路管理者タル府縣知事ノ屬スル公共團體ニ於テ負擔ス可キモノト解スルヲ相當トス而シテ起業者カ土地收用法ノ規定ニ依リ其事業ニ要スル土地ヲ收用スルニ當リテハ土地所有者ニ對シ其受ク可キ損失ヲ補償ス可キモノナルコトハ同法

第四十七條ノ明定スルトヨロナルヲ以テ府縣道路改築ノ爲メ土地
ニ収用スルニ當リテハ之力起業者タル府縣知事ニ於テ土地所有者
ニ對シ其損失ヲ補償ス可キ義務アルモノト謂フ可ク從テ土地ノ所
有者カ収用審査會ノ爲シタル裁決ニ對シ不服アリテ裁判上右補償
金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ國ノ行政機關トシテノ府縣知事ヲ被
告トシ之カ訴訟ヲ提起ス可キモノト解セサル可カラス果シテ然ラ
ハ原告本訴請求ノ要旨ハ縣道改築ノ爲メ土地収用法ノ規定ニ基キ
原告等所有地ノ収用セラルニ當リ其價額ニ付キ當事者間協議整
ハサリシ爲メ土地収用審査會ノ裁決ヲ仰キタルモ其ノ補償金額ニ
不服アルヲ以テ右増額支拂ヲ求ムト謂フニ在ルヲ以テ叙上説明セ
ルカ如ク須ナク其起業者タル山梨縣知事ヲ相手取り本件訴訟ヲ提
起ス可キ筋合ナルニ拘ラス事茲ニ出テスシテ公共團體タル山梨縣
ヲ被告トシ本訴ヲ提起シタルハ當事者ヲ誤レル失當ノ訴タルヲ免
レサハシテテ爾餘ノ争點ニ付テハ判斷ヲ省略シ訴訟費用ノ負擔ト
付き民事訴訟法第七十二條第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決シタリ

右判決に對しては原告より控訴を提起したが、控訴審に

於ては左の判決を與へた（東京控訴院大正十一年五月九四號）

主 文

本件控訴ハ之ヲ棄却ス、控訴費用ハ控訴人等ノ負擔トス

事

控訴人三名訴訟代理人ハ原判決ヲ廢棄ス被控訴人ハ控訴人加藤
祐作ニ對シ金三千百七十九圓五十二錢控訴人須藤大甫ニ對シ金八百
六十六圓二十五錢控訴人米山正治ニ對シ金三百八十五圓二十錢並

各右金額ニ對スル大正十三年十二月二十二日以降夫々右金額支拂
濟ニ至ルマテ五年五分ノ割合ニ依ル金額ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ第
一、二審共被控訴人ノ負擔トストノ判決ヲ被控訴代理人ハ主文第
一項掲記ノ如キ判決ヲ各求メタリ、當事者双方ノ事實上ノ供述ハ
控訴人等訴訟代理人ニ於テ本件道路改築事業ニ付テハ山梨縣知事
ヲ其起業者トシテ事業ノ認定及ヒ其公告アリタルモノナリ從テ該
收用手續ニ於ケル損失補償額ニ關スル山梨縣収用審査會ノ裁決モ
山梨縣知事ト控訴人等トノ間ニ爲サレタルモノナリト訂正シ被控
訴代理人ニ於テ右主張事實ヲ認メ原判決事實摘要答辯ノ部ニ被告
ハ道路法第三十三條第二項ニ依リ單ニ起業者タル山梨縣ノ決定ス
ル所ニ從ヒ其ノ道路ニ關スル費用負擔ノ義務アルニ過キストアル
ヲ被控訴人ハ道路法第三十三條第二項ニ依リ起業者タル山梨縣知
事ノ決定スル所ニ從ヒ其ノ道路ニ關スル費用負擔ノ義務アルニ過
キスト訂正シタル外原判決事實摘要ト同一ナルヲ以テ爰ニ之ヲ引
用ス。

理 由

控訴人等ハ本訴ヲ土地収用法第八十二條ニ依リ収用審査會ノ裁
決中補償金額ノ決定ニ對ス不服ノ訴トシテ提起シ審査會ノ裁決
ヲ以テ定メタル損失ノ補償額ヲ變更シ其ノ増價額ノ支拂ヲ被控訴
人ニ對シテ求ムルモノナルコトハ控訴人等ノ主張ニヨリ明瞭ナリ
トス而シテ本件道路改築事業ノ爲メノ土地収用ニ付テハ山梨縣知
事ヲ起業者トシテ事業ノ認定アリ次テ控訴人等ト右起業者トノ間
ニ損失補償額ニ付山梨縣収用審査會ノ裁決アリタルコトハ本件當
事者間ニ争ノ存セシトコロナリ然シテ収用審査會ノ裁決中補償金

額ノ決定ニ對スル不服ノ訴ハ補償金額ニ關スル收用審査會ノ裁決ニ對シ不服ヲ申立テ其ノ變更ヲ求ム爾訴ニシテ實質上該裁決ニ對スル覆審タル訴ナレハ特別ノ規定ナキ以上裁決ノ當事者ナ其ノ當事者トセサルヘカラサルモノトス從テ控訴人等ハ須ク山梨縣知事ヲ相手方ト爲ベヘク之ヲ相手方トセサル本訴ハ土地收用法第八十二條第一項ニ基ク不服ノ訴トシテ失當ナリ仍テ控訴人等ノ本訴請求ハ之ヲ棄却スヘキモノトス果シテ然ラハ原判決ハ相當ニシテ本件控訴ハ其ノ理由ナシ仍テ民事訴訟法第四百二十四條第七十七條ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

控訴審の判決は道路法の規定に立入つて道路費用の負擔者が何人であるかを決定することなく、收用審査會の裁決に對する不服の訴は、裁決に對する覆審たる訴に外ならぬが爲めに裁決の當事者を訴訟當事者となすべきものであると言ふ理由で主文の如く判決した、此訴に於ては道路法の規定に依つて法上眞の當事者は何人であるかを確定するを至當と信するのであるが、此點に付何等手を觸れなかつたのは遺憾であるが、目下大審院に上告中であるから其の決定を俟つて批評することゝし筆を擱く（幹事田中好）

質疑應答

問 道路工事を請負に附し其の請負工事の速成を期する爲に懸賞を附した場合に於て、其の懸賞金は道路工事の費用として支出するも差支なきか。（兵庫縣）

答 道路管理者が道路工事を執行する場合に於て、道路工事執行令の規定に依らなければならぬことは言ふまでも無い、同命令に依るときは懸賞請負に關して何等規定する所がないが、規定が無い事は必ずしも之を否定するのでなく、右規程に規定せざる事項は地方長官の定める所に依るのであるから（第二十）懸賞を附しても専工事を速進せしむる合理的必要ある場合に於て其の方法を定めるのも適當である、併しながら其の費用を道路費國庫補助規程に依る補助の基本額に算定するや否やは別個の問題であつて、國家として其の工事を速成せしむることの必要な場合、又は工事自體が懸賞の方法に依らなければ執行することの出來ない場合等は格別であるが、然らざる場合に於ては算定すべきものでない（田中幹事）